

議案第15号

みよし市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和5年3月1日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、みよし市下水道事業経営審議会を設置するため必要があるからである。

みよし市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

みよし市附属機関の設置に関する条例（平成21年三好町条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表に次の1項を加える。

みよし市下水道事業経営審議会	下水道事業の経営に関する調査審議	10人以内	学識経験を有する者 各種団体の代表者 下水道を使用する市民
----------------	------------------	-------	-------------------------------------

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（みよし市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部改正）

2 みよし市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給に関する条例（昭和31年三好村条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表病院医療事故調査委員会委員の項の次に次の1項を加える。

下水道事業経営審議会委員	日額 7,000円
--------------	-----------

みよし市附属機関の設置に関する条例の一部改正新旧対照表

改正案				現行			
(附属機関の設置及び担任事項)							
第2条 別表に定めるところにより、附属機関を設置する。							
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
附属機関名	担任する事項	定数	委員の選任基準	附属機関名	担任する事項	定数	委員の選任基準
みよし市地域公共交通会議の項からみよし市学校保健結核対策委員会の項まで 略				同左			
<u>みよし市下水道事業経営審議会</u>	<u>下水道事業の経営に関する調査審議</u>	<u>10人以内</u>	<u>学識経験を有する者</u> <u>各種団体の代表者</u> <u>下水道を使用する市民</u>				

みよし市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部改正新旧対照表（附則第2項関係）

改正案		現行	
(報酬)			
第1条 特別職の職員で非常勤のもの（以下「非常勤の職員」という。）の報酬は、別表のとおりとする。			
2 略			
別表（第1条関係）		別表（第1条関係）	
職名	報酬の額	職名	報酬の額
教育委員会委員の項から病院医療事故調査委員会委員の項まで 略		同左	
<u>下水道事業経営審議会委員</u>	<u>日額 7,000円</u>		
利水委員会委員の項以下 略		同左	
備考 略		備考 略	